解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

静岡県浜松市中区木戸町五番一一号

株式会社ともグループ

代表清算人　神谷　智子

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

愛知県北名古屋市片場大石二八番地六

有限会社丸広総業

清算人　鈴木　秋広

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

愛知県岡崎市美合町字山道一四番地九

株式会社ベック

代表清算人　岩瀬　真

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル　株式会社千里ミートセンター

代表清算人　清水　良寛

解散公告

当法人は、平成二十六年七月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪府堺市堺区南清水町一丁一番三七号

一般社団法人フリーライフ

代表清算人　片倉　勝

解散公告

当社は、平成二十六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪府泉南市信達大苗代一〇四五番地の二

株式会社岸野運送

代表清算人　岸野多恵子

解散公告

当社は、平成二十六年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪府三島郡島本町高浜二丁目四番三七―二〇一号

有限会社荻野製作所

清算人　荻野　祥子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

大阪市浪速区難波中三丁目一八番四号

弘吉産業株式会社

代表清算人　張田　幸助

解散公告

当社は、平成二十六年八月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

長崎県壱岐市石田町久喜触二一九番地

東丸海運有限会社

清算人　田町　久年

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

鹿児島県薩摩川内市横馬場町五番一号

大洋物産株式会社

代表清算人　西ノ原弘樹

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

鹿児島県薩摩川内市宮崎町二三四一番地

大洋水産株式会社

代表清算人　西ノ原弘樹

解散公告（第一回）

当土地改良区は平成二十六年五月三十一日開催の臨時総会の議決により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

茨城県常陸大宮市野口三一九五番地

清算法人里屋土地改良区

代表清算人　永嶋　昇

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年七月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日

京都府綾部市旭町寺ノ前三番地

旭町生産森林組合

代表清算人　山口　廣志